

第三者評価結果

事業所名：ルーチェ保育園鶴見

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育所の保育理念や保育方針、保育目標などに基づいて作成しています。全体的な計画は、子どもの発達過程を踏まえ法人の園長会で作成されたものを基に、園の独自性や子どもと家庭の状況、地域の実態などを考慮して作成しています。保護者や職員の目のつく場所に掲示するほか、入園説明会でパワーポイントを用いて保護者に説明する機会を持っています。全体的な計画は、毎年決められた時期に職員参加の全体ミーティングで確認をしています。園長は、職員の意見を聴取して、評価を行い次の作成に生かしています。今後は、全体的な計画の作成に職員が積極的に参画することが期待されます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育室は、エアコンや空気清浄機を使用し、温度、湿度など常に適切な状態を保持しています。広々とした空間の採光はロールカーテンを用いて調節し、子どもが心地よく過ごせる環境となっています。衛生管理マニュアルに沿って玩具や設備の消毒を行い、清掃専任の職員を配置し、清潔に環境が保たれています。寝具は2歳児からコットを使用し、0,1歳児が使用する布団は、3か月ごとに、毛布は毎月交換しています。子どもの発達や活動内容に合わせて棚やサークル、マットなどを利用して子どもがくつろいだり、少人数で落ち着いて遊べるよう工夫しています。食事や睡眠、着替えの空間を分け、心地よく午睡できるようにしています。手洗い場やトイレは明るく使いやすい造りになっており、温水シャワーが設置され清潔に保たれています。0,1歳児クラスのトイレには手すりを設置するなど子どもが利用しやすい設備を整えています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>日々の子どもの様子や特徴、保護者との面談、身体測定などから子どもの個人差を把握し、尊重した保育を実施しています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、気持ちに寄り添い、思いを共感するように努めています。上手に自分を表現できない子どもには仕草や表情から気持ちを汲み取り、スキンシップを心がけ、サインを見逃さないよう心掛けています。職員は、園内研修でせかしたり否定的な言葉を使わず、肯定的になるよう、言葉の言い換えを考え、保育で実践しています。また、園長は日常的に保育に関わり、その中で気になる言動があった場合には、その場で助言したり、研修等で取り上げ、言葉かけが子どもの思いや状態に合っていたかを振り返り、改善につなげています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達に合わせて、保育士は生活に必要な基本的な生活習慣が身につけられるよう配慮しています。保育士は、食事や排泄、着替えなどの生活場面で個々の子どもの発達状況に合わせた対応をしています。保育士は、発達年齢に応じた時期を見極め、子どもの意欲を尊重し、できたという気持ちを大切に、できたことを褒めて一緒に喜びを共感しています。生活習慣の取得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもに寄り添って対応しています。1日の生活リズムの中で活動と休息のバランスが保たれるよう子どもの体調に合わせて活動を分けたり、午睡の起きる時間を年齢や体力に合わせて調節したりするなど工夫しています。汗をかいて着替える時など清潔で気持ちの良いことを伝え、イラストを用いた手洗いや咳エチケットの指導など子どもが理解できるよう働きかけています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a

<コメント>

1歳児クラス以上の保育室は、年齢にあった玩具や教材が用意され、子どもが好きな遊びを選択できる環境を整備しています。玩具や家具の配置などは、定期的に見直し成長に合わせて替えています。子どもが自発性を発揮できるよう、5歳児は自分たちがやりたいことを「今日の予定」の場で発表し、4歳児は「月の目標」を自分たちで決めて目標に向かって取り組むなど子どもたちが自分から発言できる場を用意して援助しています。子どもたちは天気によければ、園庭や散歩で身体を動かして遊び、総持寺や公園など近隣で四季の自然に触れています。戸外では、自由遊びをしながらも、マラソンや坂ダッシュなどの声掛けで思いっきり身体を動かす時間を設けています。保育士は、日々の遊びや夏祭り、運動会などの行事で何をやりたいか常に子どもの声を拾い上げて協同して取り組むと同時に個々が成長するよう援助しています。夏野菜の苗の購入やハロウィンで商店街に行ったり、散歩の際に地域の人たちと接しています。廃材を使って自由に制作することもあります。また、体操ではいろいろなジャンルの音楽を聴いて子どもたちは自由にダンスをするなど様々な表現活動に取り組んでいます。

A-1-(2)-⑤

【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

子どもの発達に応じて、安全に歩行ができたり、のびのび身体を動かしたり、いつでも入眠できるスペースを用意するなど0歳児が長時間を安心して過ごすことができる遊びや環境を整備しています。保育士は、子どもと愛着関係を築き、情緒の安定を図るように努め、子どものしぐさや喃語に応えた声掛けや対応をしています。年度初めは月齢の差が大きいことから、発達に応じて個別の対応をしています。子どもが興味と関心を持って行動できるよう、手作り玩具や季節にあったモビールの制作などを行っています。日々外気浴や戸外遊びを取り入れ、一人ひとりの生活のリズムを大切に発達に応じた保育を行っています。保護者とは、日々の送迎時や家庭と園生活の連続した様子を記入した連絡ノートを用いて情報を共有しています。また、離乳食の食材、切り方などの進み具合を保護者と連携を密にして個別の相談にも応じています。

A-1-(2)-⑥

【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

3歳未満児の子どもが自分でやってみようとする気持ちを大切に受け止め、落ち着いて取り組める環境を作るよう努めています。保育士は、子どもの様子を見守り、やさしく問いかけ、励ましたりして、できた時は褒め、できた喜びを自信につなげるよう援助しています。子どもが興味を持って知ろうとする探索活動が十分行われるよう、安全に活動できる環境設定を心がけています。保育士は、友だちとの関わりを持てるよう働きかけ、一人ひとりに適した言葉かけをするよう努めています。子ども同士のトラブルが生じた時は、双方の話を聞き、子どもの気持ちを代弁して仲立ちをしています。子どもたちは各クラスを巡回する看護師や栄養士など保育士以外の大人とも関わる機会を持っています。保護者とは、連絡帳を用いて情報共有し、トイレトレーニングなどは、個別に連携を図って無理なく進めています。

A-1-(2)-⑦

【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

3歳児は、子どもたちが自分たちで好きな遊びを選んで活動するとともに、興味関心を持てるような様々な設定保育から遊びこめる環境を提供しています。4歳児は、設定保育と自由保育のバランスを図りながら複数人数での遊びを提供するよう援助し、椅子取りゲームなど友だちとの活動が楽しいと感じられるよう保育しています。保育士は5歳児が友だちと相談しながら物事を決めていくよう援助しています。夏祭りや運動会、発表会など集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのこととやりとげる環境を作っています。子どもの取組んできた活動の様子は、保護者には、行事等で保育園生活で行っている姿を見る機会を設け、就学先の小学校職員には、引き継ぎをする際に伝えています。

【A9】 A-1-(2)-⑧

障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

園は、バリアフリー構造となっていて、エレベーター、2階に多目的トイレを備えています。障害のある子どもの状況に配慮した個別指導計画を作成し、計画は、クラスの指導計画とリンクしています。子どもが自発的に活動できるよう、フリー保育士を配置して子どもの状況と成長に応じた保育を行っています。周りの子どもたちは、楽しんで関り、時には手を引いたり、声をかけたりして自然に振る舞い共に成長しています。保護者とは常に連携を図り、横浜市東部地域療育センターでの様子を聞き、情報を共有して園で取り組めることを確認してできることを実施しています。横浜市東部地域療育センターとは、園長が窓口となり、必要に応じて助言を受けています。職員は各個人それぞれが障害の外部研修をうけていて必要な知識や情報を得ています。また、状況に応じて、子どもの発育状況は職員間で情報の共有が図られています。障害のある子どもの保育に関する園の方針を重要事項説明書に記載し、入園説明会で保護者に説明しています。

【A10】 A-1-(2)-⑨

それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

「全体的な計画」「年間指導計画」を基に1日の流れを明確に連続性に配慮した保育を実施しています。活動に余裕を持ち、落ち着いた環境の中、ゆったりと過ごすことができる環境を作るよう努めています。一人ひとりの子どもの様子や体調、気持ちを考慮して睡眠時間、食事時間を変更するなど子どもの状況に応じて、穏やかに過ごせるよう配慮しています。子どもの在園時間や生活リズムに配慮した補食の提供を行っています。引き継ぎは、一人ひとりの子どもの様子を記入した個別の状況がわかる「健康記録」を用いて行っています。必要と思われる伝達事項は翌朝、担任以外でも確認できる体制になっていて、担任以外でも保護者と連携がとれるよう配慮しています。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

全体的な計画に5歳児の項目と共に就学前の項目を作成して、幼児期の終わりまでに育てたい10の姿など就学を見通した計画に基づいて保育活動を実施しています。子どもたちは、小学校体験で、小学一年生の案内で学校見学を行っています。例年は給食体験を行っていましたが、コロナ禍で実施はされませんでした。また、小学校からDVDで小学校の紹介があり、黒板やチョークの存在、ハンカチやティッシュを持つことなど、知らないことを知る機会となっています。保護者には懇談会で小学校からの「これできて欲しい」という話を紹介したり、在校生を持つ保護者から話を聞くなどしています。就学について不安がある保護者には個々に声をかけるようにしています。保育士は、幼保小連携事業で交流を図り、就学に向けて連携をしています。5歳児担当が保育所児童保育要録を作成し、園長が確認し、小学校に送付しています。

<p>A-1-(3) 健康管理 【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	第三者評価結果 a
--	--------------

<コメント>

子どもの健康に関するマニュアルに基づいて一人ひとりの子どもの健康状態を把握しています。子どもの体調の変化やけが・事故に関しては必要に応じて事前に保護者に電話で報告し、降園時に降園後の対応を話し合い、翌日の登園時に事後の確認等を行っています。子どもの健康に関する保健活動計画は看護師が作成し、それに基づいて毎日・毎月・随時・季節に応じてなど活動しています。登園時には子どもの様子を観察し、体温測定、連絡帳の確認や保護者から様子を聞くなどしています。さらに、看護師は登園時や午睡後にクラスを巡回して一人ひとりの子どもの様子を確認しています。職員は、昼礼等で情報共有しています。入園時に得た既往歴等の情報は、6月の個人面談の際に保護者に追記してもらい、新たな情報を職員間で共有しています。保護者には、子どもの健康に関する取組や「正しい体温測定の方法」「爪の働きとケア」など具体的な保健に関する情報を「健康だより」で知らせています。職員は、毎年看護師から乳幼児突然死症候群に関する研修を受け、午睡チェック表を活用して睡眠時の呼吸、顔色、身体の向きなどをチェックしています。保護者には入園説明会で説明すると共に書面で情報提供しています。

<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	b
--	---

<コメント>

年2回の健康診断と歯科検診を実施しています。結果は児童健康台帳に記録され、保護者には結果を書面で伝え、場合に応じて看護師が対応しています。関係職員にも周知して記録をいつでも見ることができます。嘱託医とは、日頃から相談したり、助言を受け、情報提供を受けたりしています。歯科健診の結果を受けて、虫歯予防としての歯磨き指導を行っています。今後は、健康診断や歯科健診の結果を分析するなど保健計画に反映させる工夫が期待されます。

<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じた対応をしています。食物アレルギーについては、医師の記入した「アレルギー疾患等生活管理指導表」を提出してもらい除去食を提供しています。保護者とは、担任と面談などを通して状況を確認するなど連携を図り、園での生活に配慮しています。食事の提供等において、トレイや食器、エプロンの色が異なるのは、食べてはいけない食材があり、おかわりが出来ないことなどを、他の子どもたちに伝えることで、違いを認め自然に受け入れています。職員は、研修等で必要な知識・情報を得て、他の職員にも周知して情報を共有しています。保護者には入園説明会などでアレルギー疾患や慢性疾患等について園での取組を話しています。

<p>A-1-(4) 食事 【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	第三者評価結果 a
--	--------------

<コメント>

子どもたちが食に関する豊かな経験ができるよう、「全体的な計画」と「年間指導計画」にクラス毎に食育の項を設け、食育計画を立て、夏野菜栽培、食事マナー、栄養素の理解などに取組んでいます。食事の時間は、席替えをしたり、保育士が声掛けをして落ち着ける環境を整えたりして楽しい時間になるよう心がけ、子どもの発達に合わせた食事の援助をしています。個人差や食欲に応じて、量を加減し、苦手な物が一口でも食べられるよう声掛けし、食べられたことを褒め、食べる意欲を引き出すよう努めています。物を大切に扱うよう陶器の食器を使用し、食器や食具は、年齢や発達に合わせた大きさの物を使用しています。コロナ禍のため、幼児クラスは、パーティションで感染防止対策を講じています。保護者には、献立表や栄養だよりなどで「食事で免疫力を高めよう」「よく噛んで食べよう」などの情報やレシピなどを伝えています。

<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
--	---

<コメント>

一人ひとりの子どもの発育状況などを考慮して栄養の目標を年度の前半と後半でかえて献立を作成しています。季節感を大切に旬の食材を使い、季節の行事に合わせた献立を取り入れています。また、園の年間テーマ（今年度はオリンピック）に合わせて、おやつに各国の菓子を作って提供しています。給食ミーティングでは、栄養士がクラス担任から子どもの食べる量や嗜好、喫食状況を聞き、残食記録と共に把握しています。把握した内容は子どもたちが食べやすくなるよう味付けや切り方、調理方法を工夫して次に活かしています。栄養士は昼食時やおやつ時にクラスを巡回して食事の様子を見たり、食育のクッキングの日に子どもと一緒に活動して話を聞いています。給食室の衛生管理は「衛生管理マニュアル」に沿って適切に対応しています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

<コメント>

登園時に家庭での子どもの様子を聞き、降園時にその日の子どもの様子を伝え、保護者と情報交換しています。乳児クラスは複写式の連絡ノートを用いて毎日の家庭と園の連続性を考慮しています。日々の活動の様子を写真に撮って園内に掲示しています。クラス懇談会や個人面談などで、保護者に日常の保育の様子、園の取組や具体的な保育内容、目的を伝えています。保育参加や保育参観、行事開催時には、保育の意図やそこに至るまでの経緯を保護者に伝えるなど子どもの成長を共有できるよう支援しています。コロナ禍で保護者が参加できない行事は録画したDVDを配布して保護者に知らせています。個人面談では、乳児クラスは子どもの興味・関心、友だちとの関り、食事、睡眠、排泄などの項目、幼児クラスは興味・関心、友だちとの関り、主体的な活動、基本的な生活習慣、外部講師によるカリキュラムなどの項目を中心に園での様子と家庭での様子を保護者と情報交換し、内容を記録しています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

<コメント>

職員は、毎日の送迎時に保護者に声掛けをして、コミュニケーションをとり、日頃から保護者と信頼関係が築けるよう努めています。重要事項説明書の「保育園入園に際して」の項に『不安なこと、心配なこと、ご質問など、お気軽に職員にお声掛けください。』と記載すると共に園だよりでも知らせ、通年を通して、いつでも相談しやすい雰囲気を作るよう配慮しています。保護者の就労や個々の事情に配慮して、決まった時間以外朝でも可能とし、保護者の都合に合わせて相談に応じられるよう取組んでいます。相談の際は、プライバシーが守られる環境を用意して落ち着いて話ができるよう配慮しています。相談内容は適切に記録し、屋礼等で情報を共有しています。相談を受けた職員が適切な対応ができるよう、園長・主任から助言を受けられる体制となっています。

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
---	---

<コメント>

園は、「虐待防止マニュアル」を整備し、職員が虐待等権利侵害に関する理解を深めるために、年1回園長・主任は、外部研修に参加し、職員に周知を図っています。職員は、朝の受け入れ時の観察や登降園時の保護者の対応、着替えの際の観察など虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、状況の把握に努めています。虐待等権利侵害があると感じた時は、速やかに保育所内で情報を共有し、適切に対応を協議する体制が取られています。職員は、小さな気づきを大切にしている、毎日の朝夕の様子や連絡ノートなどから状況を確認し、園長や職員から保護者に声をかけるよう努めています。鶴見区役所や横浜市中央児童相談所とは園長が担当となり連携を図っています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b

<コメント>

年間指導計画、月間指導計画、週案などの指導計画や保育日誌などの記録は振り返りを文章化できる書式になっており、自己評価は意図とした保育のねらいが達成されたか記入しています。保育の自己評価は、子どもの成長や意欲を大切に、結果だけでなく取り組む過程を重視しています。保育士は、定期的に自己評価を行い、振り返りを次の計画に反映させています。職員は月毎、週毎にそれぞれの自己評価を共有して話し合い、互いの学び合いや専門性の向上に努めています。保育士の自己評価や各クラスの日々のやり取り、書面を基に、園長は園全体としての自己評価を作成しています。今後は、保育士も園としての自己評価に積極的に関わっていくことが期待されます。